三　海水、風雨等による腐食を防止する措置が講じられていること。

四　洗掘及び吸出しによる公募対象施設等を構成する部材の健全性への影響が公募対象施設等の安定性を損なうおそれがある場合にあっては、適切な措置が講じられていること。

五　公募対象施設等が倒壊した場合であっても、次のイからニまでに掲げる区域に影響を及ぼさない規模であること。

イ　開発保全航路の区域

ロ　緊急確保航路の区域

ハ　規則第三条の六第一号、第二号及び第四号から第六号までに定める区域

ニ　耐震強化施設（港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第一条第七号に規定する耐震強化施設をいう。以下この条において同じ。）の区域及び当該耐震強化施設と一体となって機能を発揮する必要がある港湾施設の区域

2　前項に規定するもののほか、公募対象施設等の被災に伴い、耐震強化施設の機能を確保するための航路及び泊地における船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのある公募対象施設等の要求性能にあっては、レベル二地震動（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第六項に規定するレベル二地震動をいう。）等の作用による損傷等が、公募対象施設等の機能が損なわれた場合であっても、公募対象施設等の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

（公募対象施設等の性能照査の基本）

第五条　公募対象施設等の性能照査は、作用、供用に必要な要件及び公募対象施設等の保有する性能の不確定性を考慮できる方法又はその他の方法であって信頼性の高い方法によって行われなければならない。

（新設）

2　公募対象施設等の性能照査に当たっては、設計供用期間中に公募対象施設等が置かれる状況を考慮して、次の事項を行うことを基本とするものとする。

一　公募対象施設等が置かれる自然状況等を考慮して、作用を適切に設定すること。

二　二以上の作用が同時に生じる可能性を考慮して、作用の組合せを適切に設定すること。

三　材料の特性、環境作用の影響等を考慮して、材料を選定するとともに、その物性値を適切に設定すること。

（自然状況等の設定）

第六条　規則第三条の九第一項第一号の自然状況その他の条件は、次の各号に定める方法により定めるものとする。

一　波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は推算値をもとに、風速、風向等を適切に設定するものとする。

二　風圧力の算定に用いる風については、風の長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析等により再現期間に対応した風速及び風向を適切に設定するものとする。

三　潮位については、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を考慮して、統計的解析等により港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）第一条第十三号に定める港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。

四　公募対象施設等の安定性、構造部材の断面の破壊（疲労によるものを除く。）等の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする。

（新設）